

銚子市 PPP/PFI 手法導入優先的検討指針

1 はじめに

国においては、平成 11 年 7 月の PFI 法施行以降、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、市民に対して低廉で良好な公共サービスの提供を確保し、地域経済の健全な発展を目指しています。

その中で、国から平成 27 年 12 月に多様な「PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」が示されるとともに優先的検討規定の策定及び運用に関する要請がなされ、優先的検討規定の策定と運用が求められてきたところです。

市としては、これまで「市立銚子高等学校施設整備等事業」「学校給食センター整備運営事業」を PFI 手法の BTO(Build Transfer Operate)方式で実施してきましたが、統一的な指針はありませんでした。

特に公共施設整備事業については、限りある行政資源だけでまちづくりを考えるのではなく、民間活力の導入による公共サービスの向上、自治体経営の効率化などの観点から PPP/PFI 手法の検討は有効です。

令和 7 年 6 月の優先的検討規程の策定及び運用に関する要請では、国の指針が改定され、優先的検討規程の策定と運用が求められる地方公共団体が人口 10 万人以上から人口 5 万人以上とされ本市も対象となりました。

以上のことから、本市における PPP/PFI 手法導入優先的検討指針を次のとおり定めます。

2 定義

この指針において、次に掲げる用語の意義は以下のとおりです。

PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)をいう。
公共施設等	PFI法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等をいう。
公共施設整備事業	PFI法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業をいう。
利用料金収入	PFI法第 2 条第 6 項に規定する利用料金の収入をいう。
運営等	PFI法第 2 条第 6 項に規定する運営等をいう。

公共施設等運営権	PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。
整備等	建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画（市民等に対するサービスの提供を含む。）をいう。
優先的検討	この指針に基づき、公共施設等の整備等の方針の検討に当たり、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う手法（以下「従来型手法」という。）に優先して検討することをいう。

3 優先的検討の開始時期

次に掲げる時期に検討を開始します。

- (1) 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想等を策定する場合
- (2) 法改正などに伴い運営方法等の見直しを行う場合
- (3) 未利用財産等の有効活用を検討する場合
- (4) 公共施設等の集約化又は複合化を検討する場合
- (5) その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合

4 優先的検討対象事業

次のいずれかの事業費基準に該当する場合、優先的検討の対象事業とします。

- (1) 設計と施工を含む施設整備費が1億5千万円以上
- (2) 維持管理費、運営費が単年度で2千万円以上

なお、対象事業に該当しない事業であっても、PPP/PFI手法の導入を検討することを妨げるものではありません。

次の事業は対象の例外とします。

- (1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- (2) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- (3) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

5 適切な PPP/PFI 手法の選択

(1) 採用手法の選択

市は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の「6 簡易な検討」又は「7 詳細な検討」に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとします。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとします。

(2) 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

市は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合は、それぞれ次に定めるところにより、評価を経ずに当該採用手法の導入を決定することができるものとします。

指定管理者制度	費用総額の比較による 評価の省略
当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する BOT 方式	簡易な検討を省略し、 詳細な検討を実施
民間事業者からの PPP/PFI に関する提案であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法	

6 簡易な検討

(1) 費用総額の比較による評価

市は、別紙の PPP/PFI 手法簡易定量評価調書により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとします。

複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとします。

- ① 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- ② 公共施設等の運営等の費用
- ③ 民間事業者の適正な利益及び配当
- ④ 調査に要する費用
- ⑤ 資金調達に要する費用
- ⑥ 利用料金収入

(2) その他の方法による評価

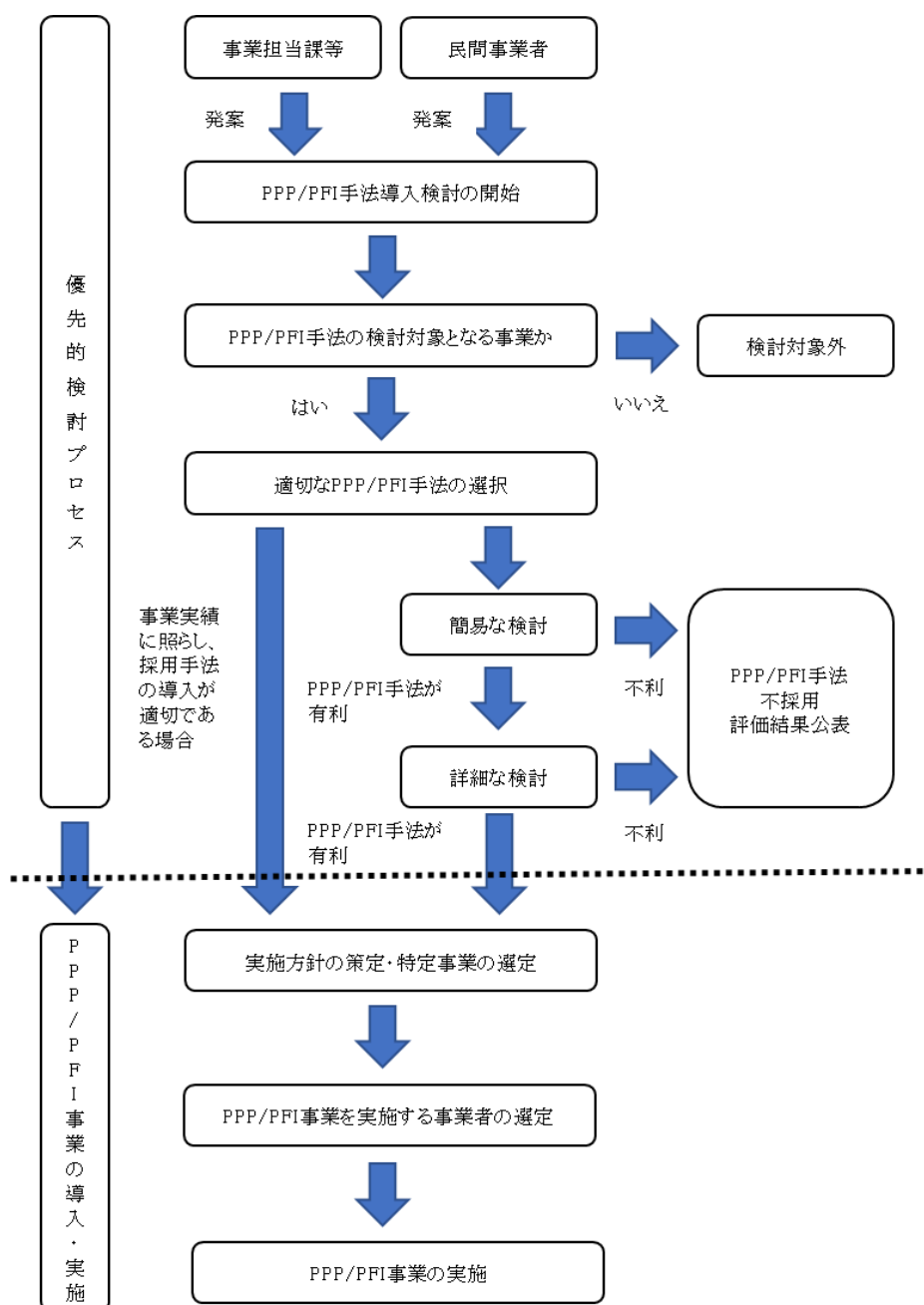
市は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、(1)にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により、採用手法の導入の適否を評価することができるものとします。

- ① 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- ② 類似事例の調査を踏まえた評価

7 詳細な検討

市は、簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとします。

【PPP/PFI 手法導入可能性調査実施の経緯(優先的検討指針を活用した場合)】



8 評価結果の公表

市は PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を銚子市ホームページで公表するものとします。

ただし、当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながるものについては、入札手続き終了後等の適切な時期に公表するものとします。

- (1) PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨（決定から遅滞ない時期）
- (2) PPP/PFI 手法簡易定量評価調書の内容（予定価格の推測につながらないよう、入札手続きの終了後等適切な時期）

【別紙】 PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が 自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等費用 (運営等を除く。)		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計 (現在価値)		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		